

(1) 営業時間：月～金 午前8：30～午後5：30
土 午前8：30～午後5：30

(2) 休業日 : 日曜日、祝日、8/15・16、12/31～1/3

指定訪問看護等の内容及び利用料その他の費用の額

第4条

(指定訪問看護等の内容) 指定訪問看護等の内容は下記のとおりとします。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 服薬指導
- (7) 療養生活や介護方法の指導及び助言、健康手帳への記載等
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 緩和ケア
- (11) その他

(指定訪問看護等の提供方法) 指定訪問看護等の提供方法は下記のとおりとします。

- (1) 利用者が、かかりつけの医師に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により看護師が指定訪問看護計画書を作成し、指定訪問看護等を実施します。
- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医に指定訪問看護指示書の交付を求めるように指示します。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込む事を助言します。利用者において主治医の決定が困難な場合には、関係機関に連絡し対応します。

(利用料その他の費用の額) 利用料その他の費用の額は下記のとおりとします。

- (1) 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護等に要した交通費は、通常の指定地域を超えた地点からその実費を徴収します。但し、自動車を使用した場合は、通常の指定地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収します。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとします。

通常の事業の実施地域

第5条 事業所の実施地域は下記のとおりとします。

福山市新市町、駅家町、芦田町、府中市（上下町を除く）

但し、実施地域以外より依頼があった場合は相談に応じ、考慮いたします。

緊急時等における対応方法

第6条 緊急時における対応方法は下記のとおりとします。

- (1) 看護師等は訪問看護等の実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を行い、処置を行うこととし、主治医への連絡が困難な時には、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- (2) 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。
- (3) 利用者より休日あるいは夜間連絡があった場合には、状態により緊急訪問あるいは主治医への連絡を行い対応します。

虐待防止に関する事項

第7条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所における従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

秘密の保持及び情報提供について

第8条 秘密の保持及び情報提供については下記のとおりとします。

- (1) 看護師等は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持いたします。
- (2) 看護師等が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は居宅介護支援事業所等の必要な機関に対して、利用者の情報を提供する場合には、事前に文書による各関連する者の同意を得ることとします。

相談・苦情対応

第9条

- (1) 事業所は、利用者から相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- (2) 事業者は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

衛生管理等

第10条 事業所は、訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業

所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

業務継続計画の策定等

第11条 事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

身体拘束等の禁止

第12条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底すること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

その他運営に関する留意事項

第13条 その他運営に関する留意事項について下記のとおりとします。

- (1) その他、契約に無い事が生じた場合には、利用者及びその家族とその都度協議し、対応いたします。
- (2) 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。

附則：この規程は、平成12年5月1日から施行します。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、令和 元年 11 月 1 日から施行します。(一部改正)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行します。 （一部改正）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行します。（一部改正）

この規程は、令和 3 年 12 月 18 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 3 年 12 月 26 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。 (一部改正)

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。 (一部改正)